

学位論文題名

北宋政治制度研究

学位論文内容の要旨

本論文は、北宋王朝の官制をめぐる諸問題について論じ、北宋王朝の政治制度の特質、及び政治制度をめぐる議論と当該期の政治状況・思想的傾向との関係などについて考察したものである。

1) 本論文の観点と方法

第一章は、研究史を批判的に総括しながら、本論文の観点と方法を述べる。すなわちここでは戦後日本の宋代政治制度史研究の動向と今後の課題を北宋を中心に整理し、併せて著者の抱える問題意識について述べている。戦後日本の中国史研究においては、唐代と宋代の間に社会の諸側面における変化が見られるとする「唐宋変革論」が、長く論争の的とされてきた。しかし、宋代政治史・政治制度史研究に関しては必ずしも活発な論争が交わされたとは言えない状況であった。その理由は、論争が社会経済史的分野を中心に展開されたことにあり、また、唐宋変革論の一環として唱えられ、皇帝の最終決裁権が宋代以降に確立し皇帝の地位が安定したとする「君主独裁制」説が比較論的手法に基づくものであったため、宋代における政治制度の展開を動態的に跡付ける視点が欠如していたことも影響していた。

こうした状況を受けた最近の宋代政治史研究においては、二つの新潮流が見られる。一つは個別の政治現象の解明を通じて国家体制を明らかにすることを提唱する動き、もう一つは「君主独裁制」概念そのものへの疑義を呈するものである。両者の共通点は、「君主独裁制」説のようにあらかじめ設定されたモデルを当てはめる演繹法的論理構成に懐疑的な立場をとる点にある。ただ、個別の政治現象の分析を宋代政治史のマクロ的解明につなげるにはまだ実証的研究の蓄積が不十分であるし、個別の事象の分析が却って論点の分散化を招かないかという懸念もある。また、「君主独裁制」説の再検討については、従来の説に対する反論に性急になりすぎた嫌いがあり、反証材料を断片的に収集した段階に留まっており、未だに成熟した論となっていない。両者の視点を発展させるためには、個別事象の相違を矛盾と捉えるのではなく、時間の経過に伴う変遷として位置付ける必要がある。本論では北宋建国から神宗朝までを対象として、主に真宗・仁宗両朝における諸事象の変化の意味を探ることが目的とされている。

また、制度の研究に求められる視点として、当該期の政治状況・士大夫の理念との関係を重視する必要性も第一章で指摘されている。中国に限らず諸文明において、伝説や先行する王朝等に仮託して制度・国家的事業等に秩序の具現化・正統性顕示といった意義を付与することは普遍的に見られる。また中国においては、史書の編纂に象徴的に表されるように、前代の王朝を批判的に継承することが王朝の正統性確認のために必要であり、前代に代わる新たな秩序を具現化することが正統性顕示の手段とされた。官制は、統治のための具体的装置であるとともに、こうした正統性顕示の手段として位置付けられるのであり、従って官制をめぐる議論には当時の政治状況や、士大夫官僚の国家理念というものが表れている。制度史研究の意義として、こうした象徴性に対する視点も見直されるべきであるというのが著者の見解である。

2) 本論文の内容

第二章以降は、第一章で提示した視点に基づき、個別の問題について論じたものである。第二章では、太祖朝から仁宗朝における中書（宰相府）と三司（財政機関）の関係について考察が試みられている。唐代の律令官制と異なり制度上の統属関係が明確でない北宋前期官制にあって、中書と三司の関係は時とともに変化を見せる。国初は従来言われてきた「君主独裁制」的構造のもと、中書と三司はそれぞれ別個に皇帝と結びついており、最終的な決裁は皇帝が行っていた。しかし、真宗朝以降は百官の長たる中書が財政に関する政策決定において責任ある立場に置かれることが多くなる。このことの原因としては、辺境問題に起因する危機意識の高まり、専売法と辺境の軍事物資調達が制度上リンクしていたこと、仁宗朝初期における垂簾聽政等の影響があった。また、如上の点に加えて、中書（宰執）に対して百官の長としての責務を果たすことを求める世論の高まりがあったというのが本章の結論である。

第三章では、太宗朝から仁宗朝にかけて見られる官制改革論が取り上げられ、その言説の変化と背景にある諸事情の関係が考察されている。太宗朝・真宗朝初期における尚書省の復活をめぐる議論は、先行する統一王朝である唐朝の制度を取り入れることで正統性を顕示する意図を持っていた。しかし真宗朝にはかかる言説の有効性が減退し、代わって宋朝に対する自負心と言うべき思考が表れるに至り、尚書省復活をめぐる議論は沈静化していった。しかし仁宗朝に入ると、唐朝の官職を残しつつ新たに設けられた官職を併存させてゆくことによって生じた、名実の不一致が問題視されるようになる。具体的には、一人の官僚が形骸化した律令官制に由来する官名と、実際に担当している職務を示す官名を同時に帯びることで、名＝唐朝の官職と実＝実職名の不一致が生じるということである。この状況を改め、「正名（名実の整合）」を求める意見が高まり、再び尚書省復活等が提議されたが、それらはもはや唐朝の模倣としての改革ではなく、宋朝の制度を古の理念と合致させることで統一王朝に相応しい制度を構築することを求めたものであった。

また、これと平行する形で官制の運用実態を問題にした改革論も見られた。これらは全ての権限が皇帝に集中する一方で官僚の無責任主義を招いた北宋初期的構造に修正を施し、官僚機構における階層性を明確にするとともに、百官の長・皇帝の顧問という伝統的宰執像を具現化するという意図を持っていた。第二章で述べられている中書と三司の関係の変化、第三章で述べられている中書と樞密院の関係をめぐる議論はかかる認識に基づき、これらの改革論は、上下秩序を明確化し、皇帝を頂点に戴く階梯的秩序観念を官制の運用実態にも反映させることを図ったものであったのであると結論付けている。

第四章は、元豊官制改革の施行過程を扱ったものである。元豊官制改革とは、第三章で述べた「正名」や行政改革を目的として、第六代皇帝神宗が行った中央政府機構の改革である。この改革により、宋朝の官制は唐の律令官制を基本とした形に改編された。確かに改革は皇帝神宗の主導によるものであったが、施行過程の考察を通じて明らかになったのは、唐制への復帰を標榜する改革に対する、神宗と官僚の意志疎通の不十分さであった。このことには、国初と異なりもはや唐制を絶対視しない士大夫官僚と、唐制の原理主義的適用を志向する神宗の認識の相違が影響していた。所信表明において神宗はそうした官僚の世論に配慮し直接的に唐制に言及することは避けていた。しかし改革が進行するにつれて、実施準備の不十分さに対する懸念を押し切って改革を断行しようとする神宗と官僚の見解の相違が徐々に顕在化し、ついに新官制の根幹である三省制導入において、官僚の反対を斥けて神宗が自己の理念を貫き通すに至る。この三省制導入の過程、及び元豊官制改革に対するその後の評価には、宋人にとって唐朝が絶対的価値を持ち得なくなったことが象徴的に現れているというのが、本章の結論である。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 津 田 芳 郎

副 査 教 授 三 木 聰

副 査 教 授 河 内 祥 輔

学 位 論 文 題 名

北宋政治制度研究

本論は、北宋王朝の官制をめぐる諸問題について論じたものである。まずその成果を要約しておこう

第一章は、宋代政治制度史研究の動向と課題を整理し、著者の抱える問題意識について述べたものである。戦後日本の中国史研究においては、いわゆる「唐宋変革論」が、長く論争の的とされてきた。しかし、宋代政治史・政治制度史研究に関しては必ずしも活発な論争が交わされたとは言えない状況であった。一方、最近の宋代政治史研究においては、個別の政治現象の解明を通じて国家体制を明らかにすることを提唱する動き、皇帝の最終決裁権確立を宋代以降とする「君主独裁制」概念そのものへの疑義を呈す動きが見られる。これらの研究動向を踏まえ、本論全体の目的として、北宋建国から神宗朝までを対象として、主に真宗・仁宗両朝における諸事象の変化の意味を探ることが挙げられている。また、制度の研究に求められる視点として、前近代中国の官制が正統性・秩序の象徴としての側面をも持つことから、当該期の政治状況・士大夫の理念との関係を重視する必要性も指摘されている。

第二章では、太祖朝から仁宗朝における中書（宰相府）と三司（財政機関）の関係について考察が試みられている。唐代の律令官制と異なり統属関係が明確でない北宋前期官制にあって、中書と三司の関係は時とともに変化を見せる。国初は中書と三司はそれぞれ別個に皇帝と結びついており、最終的な決裁は皇帝が行っていた。しかし、真宗朝以降は中書が財政政策決定において責任ある立場に置かれることが多くなる。このことの原因としては、辺境問題に起因する危機意識の高まり、専売法と辺境の軍事物資調達が制度上リンクしていたこと、仁宗朝初期における垂簾聴政等の影響があった。さらに、中書に対して百官の長としての責務を果たすことを求める世論の高まりがあった。

第三章では、太宗朝から仁宗朝にかけて見られる官制改革論が取り上げられ、その言説の変化と背景にある諸事情の関係が考察されている。太宗朝・真宗朝初期における尚書省復活論は、唐朝の制度を取り入れることで正統性を顕示する意図を持っていたが、真宗朝には宋朝に対する自負心と言うべき思考が表れるに至り、尚書省復活をめぐる議論は沈静化していった。しかし仁宗朝に入ると、再び尚書省復活等が提議されたが、それらは唐代の模倣としての改革ではなく、宋朝の制度を古の理念と合致させることで統一王朝に相応しい制度を構築することを求めたものであった。また、これと平行する形で官制の運用実態を問題にした改革論も見られた。これらは全ての権限が皇帝に集中する一方で官僚の無責任主義を招いた北宋初期的構造に修正を施し、官僚機構における階層性を明確にするとともに、百官の長・皇帝の顧問という伝統的宰執像を具現化するという意図を持っていた。

第四章は、元豊官制改革の施行過程を扱ったものである。元豊官制改革とは、第六代皇帝神宗が行った中央政府機構の改革で、この改革により宋朝の官制は唐の律令官制を基本

とした形に改編された。施行過程の考察を通じて明らかになったのは、唐制復帰を標榜する改革に対する、神宗と官僚の意志疎通の不十分さであった。このことには、唐制を絶対視しない士大夫官僚と、唐制の原理主義的適用を志向する神宗の認識の相違が影響しており、最終的に新官制の根幹である三省制導入において、官僚の反対を斥けて神宗が自己の理念を貫き通すに至る。この三省制導入の過程、及び元豊官制改革に対するその後の評価には、宋人にとって唐朝が絶対的価値を持ち得なくなったことが象徴的に現れている。

著者も指摘するように、北宋の政治制度、官制改革の研究は一定の水準に達した後深い混迷に陥った。それは元豊の官制改革をいかに位置づけるか、なぜあの時期に唐代の制度に復帰しなければならなかったのかを合理的に説明できなかったからである。宮崎氏の研究はこうした問題に歴史的経緯、当時の時代状況、士大夫官僚の時代認識といった角度から合理的な解答を与えようとしたものである。その意図は、先行研究を子細に分析検討し、幾多の史料を参照しつつ緻密な実証作業を積み重ねることを通じて、ほぼ説得的に達成されていると思われる。審査委員会は全員一致して本論文が博士（文学）を与えるにふさわしいものと判断する。